

議発第9号

「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「厚生労働大臣」「財務大臣」に対し、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書」を裏面のとおり提出する。

令和3年10月1日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均
石川紀子
大井正
富田まゆみ
嶺岡慎悟
寺田幸弘
山本行男

安田彰
鷺山記世
山田浩司
勝川志保子
藤澤恭子
山本裕三
草賀章吉

橋本勝弘
高橋篤仁
藤原正光
松浦昌巳
鈴木久裕
窪野愛子
二村禮一

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

高齢化が進む中、高齢者の果たす社会的役割はますます大きくなっている。これまでの貴重な経験を活かし、社会に貢献できることを高齢者自身も願っている。高齢化の進展と共に、聴覚が衰える加齢性難聴も増加している。難聴は認知症やうつ病の原因ともなり、高齢者の積極的な社会参加を阻む要因のひとつとなることや、難聴が原因で車の運転が困難となったり、情報がとりにくいことで災害弱者にもなりやすいことが指摘されている。

こうした中で、聞こえの悪さを補完してくれるのが補聴器であり、加齢性難聴の場合は、軽度の段階から補聴器を使用したほうが、症状の予防につながるとも言われている。

加齢性難聴者に対して補聴器の更なる普及を行うことは、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低くなっている。これは、日本において補聴器が高価であり、保険適用がなく全額自己負担となるためであると考えられる。

現在、国では、高度難聴者（70デシベル以上）に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っているが、軽度・中等度難聴者は補助対象外となっている。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月1日

静岡県掛川市議会